

3 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定について

【ポイント】

▶本人や保護者の意向確認

▶市町村教育委員会による総合的な判断と合意形成

(1) 保護者等からの意見聴取・意向確認のための就学相談

○ 意見聴取・情報提供に当たって

意見聴取・意向確認に当たっては、就学を希望する学校や学びの場における基礎的環境整備の状況、提供可能な教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等について明確にしながら、建設的対話に努めることが重要です。その際、「特別の教育課程」の編成に関することや、それぞれの学校や学びの場を通じた子どもの育ちの見通しなどの事例についても、確認することも必要です。また、子どもが、その年齢及び能力に応じ、かつ、その障がいの状態等を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、地域の教育資源等をどのように活用できるのかという情報を提供することも必要です。

○ 意向確認に当たって

本人及び保護者の就学に関する意向を確認する手続きにおいては、障害者基本法第16条第2項により、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」旨が規定されている点に留意しなければなりません。ただし、「前項の目的を達成するため」とあるように、障害者基本法第16条第1項の「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため」という目的を達成するために就学先となる学校や学びの場を選択するという共通認識を本人及び保護者ととも醸成していくことが重要です。

○ 本人の意見について

本人の意見について、学齢期の段階においては、一般的には保護者を通じて表出されるものと考えられるが、中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、障がいの状態等を踏まえつつ、別途本人の意見聴取を行うことが望ましい場合もあると考えられます。保護者の思いが、子ども本人の思いや子供の教育的ニーズとは、異なることもあり得ることに留意することが必要です。

(2) 専門家からの意見聴取

○ 多角的、客観的に検討するために

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要です。なお、専門家からの意見聴取は、市

町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

○ 小中学校等と特別支援学校間の転学の場合

小中学校等と特別支援学校間の転学が行われる場合においては、学校教育法施行令第18条の2により、保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならないことに留意する必要があります。特別支援学校は都道府県教育委員会に設置義務があり、小中学校等は市町村教育委員会に設置義務があることから、密接に連携を図りつつ、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要です。その際に、必要に応じ教育支援委員会等の助言を得ることが望ましいです。

(3) 総合的な判断と合意形成

○ 総合的な判断の基本的な考え方

市町村教育委員会による総合的な判断については、就学時にその時点で子ども一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で小学校段階6年間、中学校段階3年間の子どもの育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断が行われる必要があります。

○ 本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の合意形成

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が合意形成を図ることである。

市町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、子ども一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえ、本人・保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当です。

○ 学びの場の見直しやその手続き

さらに、就学先決定の際に、「学びの場」は固定したものではなく、個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、学習の習得状況等を踏まえて学校や学びの場を柔軟に変更等ができることや、見直しのための手続についても、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要です。

○ 特別支援学校との居住地校交流について

特別支援学校に就学する場合には、居住する地域から離れた特別支援学校に通学することにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合があるため、特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域の小中学校等との交流及び共同学習の積極的な実施に向け、あらかじめ本人及び保護者の意向を確認することが大切です。

(4) 就学先の決定

- 本人・保護者と市町村教育委員会や学校間で就学先となる学校や学びの場について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子どもの就学先を決定する。

市町村教育委員会は、就学先の決定に関する通知を発出する場合、別途、就学校の変更手続（学校教育法施行令第8条及び第16条）等による変更がなされない限りは、その子どもはその学校に就学することになります。

当然のことながら、就学先の決定に当たっては、その子どもがその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならないことに留意が必要です。